

# 食品安全委員会第647回会合議事録

1. 日時 平成29年4月25日（火） 14：00～15：04

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 2品目（〔1〕はポジティブリスト制度関連）

〔1〕ピレトリン

〔2〕フルジオキサニル

（厚生労働省からの説明）

・遺伝子組換え食品等 2品目

〔1〕ARG-No. 4株を利用して生産されたL-アルギニン

〔2〕RFESC02株を利用して生産されたリボフラビン

（厚生労働省からの説明）

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「エトフェンプロックス」に係る食品健康影響評価について

・清涼飲料水「亜鉛」に係る食品健康影響評価について

・清涼飲料水「鉄」に係る食品健康影響評価について

・清涼飲料水「カルシウム・マグネシウム等（硬度）」に係る食品健康影響評価について

(3) BSE対策に関する調査結果等について

（厚生労働省及び農林水産省からの報告）

(4) その他

## 4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

厚生労働省 森田新開発食品保健対策室長

厚生労働省 道野監視安全課長

農林水産省 須永畜水産安全管理課課長補佐  
(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、  
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
箆島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

## 5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「ピレトリン」及び「フルジオキソニル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 3 ARG-No. 4株を利用して生産されたL-アルギニンに係る食品健康影響評価について
- 資料 1 - 4 RFESC02株を利用して生産されたりボフラビンに係る食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 農薬に係る食品健康評価に関する審議結果について<エトフェンプロックス（第4版）>
- 資料 2 - 2 清涼飲料水中の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<亜鉛>
- 資料 2 - 3 清涼飲料水中の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<鉄>
- 資料 2 - 4 清涼飲料水中の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<カルシウム・マグネシウム等（硬度）>
- 資料 3 - 1 BSE対策に関する調査結果（平成28年9月末日分）
- 資料 3 - 2 BSE関係飼料規制の実効性の確保（27年度）

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第647回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長、森田新開発食品保健対策室長、道野監視安全課長、農林水産省から須永畜水産安全管理課課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第647回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は10点ございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」、資料1-2が「『ピレトリン』及び『フルジオキソニル』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料1-3が「ARG-No. 4株を利用して生産されたL-アルギニンに係る食品健康影響評価について」、資料1-4が「RFESC02株を利用して生産されたリボフラビンに係る食品健康影響評価について」、資料2-1が「農薬評価書（案）エトフェンプロックス（第4版）」、資料2-2が「清涼飲料水中の亜鉛の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-3が「清涼飲料水中の鉄の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-4が「清涼飲料水中のカルシウム・マグネシウム等（硬度）の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3-1が「健康牛のBSE検査の廃止について」、資料3-2が「BSE関係飼料規制の実効性の確保（27年度）」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から4月19日付で農薬2品目、4月20日付で遺伝子組換え食品等2品目について、それぞれ食品健康影響評価の申請がありました。

それでは、まず、厚生労働省からの評価要請品目、農薬 2 品目について、黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 1 - 2 に基づきまして御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1 品目めでございます。農薬「ピレトリン」でございます。

本件につきましては、ポジティブリスト制度導入時に設定いたしました基準値の見直しについて、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

本剤は、除虫菊の花に含有されている天然の殺虫成分の総称で、構造式に記載のとおり、ピレトリン I 等の 6 種類の物質の混合物でございます。

日本におきましては、農薬登録がされており、キャベツ、茶等に対する適用がございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて、ADIは0.04 mg/kg 体重/day、ARfDは0.2 mg/kg 体重と評価されておりまして、かんきつ類、唐辛子、トマト等に国際基準が設定されてございます。諸外国におきましては、米国におけるりんご、ぶどう、トマト等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での御評価は、初めてでございます。

続きまして、2 品目め、農薬「フルジオキサニル」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本においては農薬登録がされており、稲、トマト、キャベツ等に対する適用がございます。今回、わけぎ、ブロッコリー等への適用拡大申請がされてございます。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは、ADIが0.4 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしと評価されており、豆類、レタス等に国際基準が設定されてございます。諸外国においては、米国における豆類、かんきつ類、綿実等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では、これまで 4 回御評価をいただいております。直近の評価では、ADIが0.33 mg/kg 体重/day、ARfDが2.5 mg/kg 体重となっております。

おめくりいただきまして、最後になります。食品安全委員会に評価を 2 回以降お願いするフルジオキサニルにつきまして、追加データを記載させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、何か御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 最初のピレトリンなのですけれども、除虫菊の成分ということで、6つの成分から成っているということですが、これは成分規格みたいなものは、もうあるということではよろしいのでございましょうか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 それぞれの密度とか融点、沸点等についての規定はございます。

○村田委員 組成の割合みたいなものは大体決まっていると思ってよろしいのでしょうか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 含有率の規格がございまして、例えばピレトリンⅠとシネリンⅠ、ジャスモリンⅠというものについて、それぞれ割合が決まっているものがございまして。ピレトリンⅠとピレトリンⅡというのは性質が違うこともございまして、それぞれの種類ごとに割合が決まっているものがございまして。

○村田委員 JMPRがADIとかARfDを決めていますけれども、これはトータルのものとしてということだと理解してよろしい訳ですね。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 そうです。混合物として評価をいただいているものでございます。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ただ今厚生労働省から御説明いただいたもののうち、農薬「フルジオキソニル」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いできますでしょうか。

○吉田委員 分かりました。

フルジオキソニルにつきましては、試験成績といたしましては、作物残留試験のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。

以上です。

○佐藤委員長 ただ今御説明いただきましたけれども、農薬「フルジオキソニル」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それから、農薬「ピレトリン」については、農薬専門調査会において審議することといたします。

黒羽室長、ありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等2品目について、厚生労働省の森田新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○森田新開発食品保健対策室長 新開発食品保健対策室の森田でございます。よろしくお願いたします。

今回、食品健康影響評価を依頼する遺伝子組換え食品等2品目について、御説明申し上げます。

1品目めは「ARG-No.4株を利用して生産されたL-アルギニン」でございます。資料1-3を御覧ください。

本品目は、L-アルギニンの生産性を向上させるため、*Escherichia coli* K-12株の突然変異株を宿主とし、L-アルギニンの生合成に関与する遺伝子の導入等を行ったARG-No.4株を利用して生産されたL-アルギニンでございます。

利用目的、利用方法につきましては、従来のL-アルギニンと相違はございません。

なお、申請者は、本申請品目につきましては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」の要件を満たすということを申し上げます。

続きまして、2品目めでございます。資料1-4を御覧ください。こちらは「RFESC02株を利用して生産されたリボフラビン」でございます。

本品目は、リボフラビンの生産性を向上させるため、*Bacillus subtilis* BS5596株を宿主とし、リボフラビンの生合成に関与する遺伝子の導入等を行ったRFESC02株を利用して生産されたリボフラビンでございます。

利用目的、利用方法につきましては、従来のリボフラビンと相違はございません。  
説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御質問あるいは御意見がありましたら、伺いたいと思います。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 最初の1-3の方は、よくあるアミノ酸の遺伝子組換えの発酵生産だと思うのですけれども、後の方はリボフラビンということで、ビタミンですけれども、これは従来法というか、この生合成遺伝子はどこから持ってきたものなののでしょうか。もともと発酵生産してつくっているようなものなののでしょうか。それとも合成品なののでしょうか。

○森田新開発食品保健対策室長 普通にこれまでもリボフラビンはありますけれども、こういう形でつくられているということでございます。

○村田委員 この生合成遺伝子はどちらから持ってきたものになるのでしょうか。枯草菌ではないのですね。*Bacillus subtilis*のリボフラビンの生合成遺伝子を使っておられるのか、それとも違うのかということです。

○森田新開発食品保健対策室長 導入された遺伝子の供与体ということでございますか。

○村田委員 はい。

○森田新開発食品保健対策室長 導入された遺伝子は、リボフラビン生合成遺伝子群で、これは野生型のものを利用しているということでございます。

○村田委員 野生型の枯草菌のものでしょうか。

○森田新開発食品保健対策室長 そうです。

○村田委員 分かりました。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他にどなたか御質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

森田室長、ありがとうございました。

## (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」であります。

農薬1品目、清涼飲料水中の化学物質3品目に関する食品健康影響評価であります。

まず、農薬1品目でございますが、本年1月31日の第636回委員会会合において、厚生労働省から評価依頼があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 それでは、資料2-1を御用意ください。「農薬評価書（案）エトフェンプロックス（第4版）」でございます。

エトフェンプロックスにつきましては、本委員会で直接審議をいただくために、この評価書案を資料として提出させていただいております。

10ページの要約に記載されておりますように、本件につきましては、新たに提出された資料は試験成績としては作物残留試験及び産卵鶏の畜産物残留試験の結果のみであり、一日摂取許容量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）についての変更はございません。

詳細につきましては、事務局からよろしくお願いいたします。

○関野評価第一課長 それでは、引き続き、資料2-1をお願いします。11ページに本剤、エトフェンプロックスに関します用途ですとか構造式等を書いてございまして、御案内のとおりピレスロイド系の殺虫剤でございます。

追加資料の関係で記載を変更したところ、あるいは追加資料があったところについて紹介をしたいと思います。32ページをお願いいたします。まず、先ほど吉田委員から説明がありましたとおり、作物残留試験の結果が一部追加されております。詳しくは後ろの67ページの別紙3で表に記してございますが、32ページの下ほどの記載に関しまして、最大残留値等に関しまして前版からの変更箇所はございません。

めくっていただいて、34ページに参りますが、産卵鶏のデータも今回提出されておりました、この部分は新たに②として34ページ冒頭から表24も含めて記載を追加したというこ



とでございます。

それに関連して、推定摂取量も畜産物残留試験の成績等に基づいて変更が行われておりまして、35ページの表25に記した値について、今回変更してございます。

その他、食品健康影響評価に関しましては、55ページから記載がございしますが、ADI、ARfDを含めまして、前版からの変更はございません。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

何か。

○関野評価第一課長 説明し忘れましたが、本件に関しましては、評価結果に変更ございませんので、国民からの意見・情報の募集なしにお返ししたいと考えている事案でございます。済みません。

○佐藤委員長 そうですね。

御質問、御意見はよろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、ADI及び急性参照用量（ARfD）を以前の委員会で決定しました評価結果と同じ結論とするということによりよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、清涼飲料水中の化学物質3品目に関する食品健康影響評価についてであります。

本件は、ワーキンググループにおける審議、意見・情報の募集手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○関野評価第一課長 それでは、お手元の資料2-2から2-4、3種類御用意ください。

資料2-2に示しましたのが、清涼飲料水中の亜鉛についての評価書案でございます。3件は、いずれも2月28日の第640回食品安全委員会におきまして、ワーキンググループにおける審議結果について御議論いただきまして、御了解の上、翌日から国民からの意見・情報の募集にかけたものでございます。まず、資料2-2に基づきまして、清涼飲料水中の亜鉛について報告をさせていただきたいと思っております。

食品健康影響評価のところを御覧いただきたいと思います。50ページから始まってご

ざいます。めくって51ページ、上から3段落目のところから順次記載がございますが、ヒトにおける知見を重視した上で、亜鉛に関しまして、毒性学的な観点での上限量をまず設定し、一方、下から2段落目のところ以降で、各種データに基づきまして摂取量推計を行った。その両者を比較することによって結論を導いているものでございまして、51ページ下から52ページにかけまして最終的な結論がございますが、ミネラルウォーター類からの亜鉛摂取によって健康影響が生じる可能性は低いというまとめ方でございます。

なお書きで、亜鉛につきましては、残り3行のところ、検出状況の把握に努めるべきという形で追記させていただいております。他の鉄及び硬度に関しましても、同じような考え方にに基づきまして、上限値をヒトを重視した中で求め、さらに摂取量推計を行った中で、その比較に基づいて評価を行っているという内容でございます。

国民からの意見・情報の募集の結果についてでございますが、資料2-2の最後から2枚目のところをお開きください。亜鉛に関しまして、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

なお、最後の1枚につけてございますが、評価書案を作成当時、インプレスでありました文献に関しまして、これが時間の経過により、この部分を削除ということで、評価書案の内容について一部修正をかけたいと思っております。

次に、資料2-3をお願いします。清涼飲料水中の鉄についての評価書案でございます。

こちら43ページから食品健康影響評価が始まってございまして、先ほどの亜鉛と同様の評価の仕方に基づきまして、最終的には45ページになりますが、ミネラルウォーター類からの鉄摂取によって健康影響が生じる可能性は低いとまとめられたものでございます。

これに関します国民からの意見・情報の募集の結果は、最後の1枚についてでございます。御覧いただきますように、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

次に、資料2-4をお願いいたします。清涼飲料水中のカルシウム・マグネシウム等、いわゆる硬度というものでございます。

こちらに関しまして、食品健康影響評価は120ページから始まってございます。まず冒頭の120ページの上から2段落目で、硬度の評価に関しまして、カルシウムイオンとマグネシウムイオン、それぞれカルシウムとマグネシウムの評価を行って、その後、硬度としての最終的な評価を行うという形で整理をさせていただいております。

カルシウムに関しまして、120ページから121ページにかけまして、先ほどの亜鉛と鉄と同様な評価の方法によりまして、健康影響が生じるリスクは低いとまとめてございます。

さらに、122ページ中ほどから、マグネシウムについての評価の記載がございまして、これに関しましては、122ページの下から2行目に、マグネシウム摂取によって健康影響が生じるリスクは低いという判断がなされています。

123ページで、まとめて「硬度」という項目におきまして全体の評価を行ってございまして、ミネラルウォーター類からのカルシウム及びマグネシウムの摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられるという結論でございました。

なお、マグネシウムに関しましては、なお書きということで、摂取が過剰にならないよう留意する必要があるということを付記してございます。

これに関しての国民からの意見・情報の募集の結果は、資料の最後の2枚のところから記載してございます。国民の方から4つの意見をいただきました。

まず1点目ですが、13ページの脚注に示しています硬度の計算方法が一般的かどうかという御質問です。

これは回答の方に書いてございますが、菅原らあるいは佐々木らの論文に示されている計算方法でございまして、それを忠実に転記したという意味での回答をさせていただいております。

2点目は、評価書案で言いますと19ページになるのですが、カルシウムの吸収について、小腸上部での吸収という記述があるけれども、この方が調べられた、「feet」と書いてありますが、実際は「Fleet」だと思うのですが、2010年の文献によれば、回腸での受動輸送ではないかと、食い違いがあるのではないかとという御意見です。

これに関しまして、答えの方のなお書きでまず小腸上部のところについて触れていまして、2015年の厚生労働省の資料から引用したものですというのが1つ目の関係です。その最初の4行に書いてございまして、評価書の中ではまとめの項がございまして、19ページはあくまでこの一部の入手した資料に基づく記載でございまして、評価書全体としては、体内動態のまとめのところ、「カルシウムは主に十二指腸、空腸及び回腸で吸収される」としておりますので、食い違いはないということでございます。

次に、めくっていただきまして、3つ目の意見に関しましては、妊婦の1例のみの結果を根拠にするのは科学的に妥当かどうか。それと、妊婦特有の体内動態の記述も必要ではないかという御意見です。

これに対する回答ですが、評価の経過を書かせていただきまして、カルシウム摂取と各種病態に関する知見を検討した結果、御指摘のデータ、妊婦におけるNOAELの根拠とすることが適当という判断をした。その上で、「また」以下でございまして、この結果につきまして、下から4行目のところですが、一般の集団におけるLOAELの根拠とすることも可能というワーキンググループとしての判断をもとに結論を導いているということで、審議の経過について詳細に説明をさせていただくことで回答にしたいと思っております。

最後、4つ目は、カルシウム摂取量に関する表3-31です。ページで言いますと49ページになりますが、こちらについて、カルシウム換算しているものとしていないものがある混在しているという御指摘でございまして、これにつきまして、基本になりました表は、IOMの2010年のテーブルから引用したものでございまして、そこから判明した一部原著というものを別途、我々は入手して、書ける範囲でカルシウム摂取量について追加記載したということでございます。中には分からないものもございましたので、表の形としては、摂取量に関しまして、換算しているものとしていないものが結果として混在したということでございます。

以上が、いただいた御意見とそれに対する回答案でございます。

さらに一部、最後のページに変更点を書かせていただいています。誤字、あるいは、下痢に対しまして「可逆的」という言い方よりは「一過性」という言いの方が適当ではないかということで、3点ほど訂正をさせていただきたいと思っております。

これら3件につきまして、評価結果については変更なく、厚生労働省にお返ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件については、清涼飲料水等に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、すなわち亜鉛については、食品衛生法に基づく「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格に亜鉛の項目を規定しない場合、ミネラルウォーターからの亜鉛摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられる。なお、高濃度の亜鉛を含むミネラルウォーター類が存在する可能性も排除できないことから、リスク管理機関はミネラルウォーター類の亜鉛の検出状況の把握に努めるべきである。鉄については、食品衛生法に基づく「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格に鉄の項目を規定しない場合、ミネラルウォーター類からの鉄摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられる。カルシウム・マグネシウム等（硬度）については、食品衛生法に基づく「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格にカルシウム・マグネシウム等（硬度）の項目を規定しない場合、ミネラルウォーター類からのカルシウム及びマグネシウムの摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられる。なお、マグネシウムについては、通常の食事以外からのマグネシウムの摂取が過剰にならないように留意する必要があるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

### （3）BSE対策に関する調査結果等について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「BSE対策に関する調査結果等について」です。

厚生労働省からBSE対策に関する調査結果について、農林水産省からBSE関係飼料規制の実効性確保について、毎年いただいておりますけれども、定例の報告をお願いします。

まず、厚生労働省の道野監視安全課長から報告をお願いいたします。

○道野監視安全課長 厚生労働省の監視安全課長の道野です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、これまでのBSE対策の見直しの経緯につきまして、簡単に御説明をいたします。

先般、答申をいただきました健康牛のBSE検査の廃止に関する経緯ということで、まず御報告をいたしたいと思っております。

資料を御覧いただきますと、2015年12月に食品安全委員会に諮問をさせていただきました。昨年8月30日に答申をいただきまして、その後、関係の審議会、パブリックコメント、さらには一般の方々との意見交換、リスクコミュニケーションを実施いたしました。

ことしの2月13日付で関係省令の改正、それから、検査キットの経費につきまして、各都道府県等に補助金を出しておりますので、補助金実施要綱の改正。さらには、4月1日に本改正省令と改正の要綱を施行いたしました。

資料は次をお願いします。関係省令の改正の内容でございますけれども、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の改正ということに管理措置としてはなりません。改正内容としては、もともと検査の対象となる牛の月齢を定めるという制度上のたてつけになっております。改正の内容としては、月齢の部分の条文を削除するという改正内容になっております。

次をお願いします。関係通知の改正をあわせてやっております。1番目は、伝達性海綿状脳症検査実施要領ということで、検査の取り扱い、具体的な進め方について規定している通知であります。

主な改正内容としては、小さい字で書いておるとおりでありますけれども、御指摘をいただきました24カ月以上の牛に関しての、特に異常を有する牛の類別、鑑別についての内容も盛り込んで、改正をさせていただいたところでございます。

2番目が、検査キット整備の実施ということで、これは先ほど申し上げた補助金の要綱の改正。

3番目が、従来は検査の要不要とSRM、特に中枢神経系のSRMの要件が30カ月となって、30カ月と48カ月と2通りで区分をしなければならなかったのですが、48カ月の区分が不要になったということで、この分別管理についてもガイドラインを改正いたしました。

次をお願いします。これは参考資料でございますけれども、御承知のとおり、国際的に見てもBSEの発生件数が下がってきている。国内外含めてリスクが低下してきているということでございます。

次をお願いします。こうしたことを踏まえて、食品安全委員会の科学的な評価結果をいただきながら、私どもの方でリスク管理措置も順次見直してきたというものの全体像でございます。国内については検査対象、それから除去の対象となるSRM、そういったものを見直しを継続している。また、輸入措置といたしましては、まずはBSE発生国については輸入

をストップする。その後、科学的な評価結果に基づいて、一定の輸入条件のもとで貿易の再開をしていくというような対応をしてきてございます。

次をお願いします。現状、輸入措置につきましては、このような形で、このオレンジ色のものが、SRMの除去と月齢条件が30カ月齢以下であることという条件で、現在、輸入を認めているという状況になります。ブラジルに関しては、月齢条件が48カ月齢以下としております。

次をお願いします。OIEとの関係でございますけれども、日本も「無視できるリスク」の国と認定をされた訳であります。現状、「無視できるリスク」ということで認定されている国・地域は46ございます。「管理されたリスク」の国・地域が8という状況になっております。

ちなみに、貿易に当たってのリスク低減措置等が定められている訳でございますけれども、次をお願いします。各国の輸入実績ということで、米国、カナダ、フランス、オランダと、こういった形で現行の輸入条件、平成25年度以降の輸入実績は以下の資料のとおりということでございます。

御説明しましたとおり、平成23年以降、国内外のBSEリスクが低下したということ踏まえて、リスク管理機関としては、その時点その時点のリスクに応じたリスク管理措置の見直しを行うということで、国内措置、輸入措置、双方について月齢に関するいわゆる規制の閾値ですね。30カ月例、さらには国際的な基準を踏まえたさらなる引き上げに変更することについて、食品安全委員会にリスク評価のお願いをしてきたところであります。

先ほど御説明したとおり、国内措置につきましては、本年4月1日に健康牛の検査を廃止。輸入措置につきましては、米国など過去にBSEが発生した13カ国の牛肉等について、評価結果を踏まえて、月齢条件を30カ月齢以下等として、輸入条件を設定して、輸入を認めています。

一方、先ほど申し上げましたような国際基準であるOIEコードでは、「無視できるリスクの国」、さらに「管理されたリスクの国」に認定された国からの牛肉等の輸入規制には、国際基準では月齢制限を課していないという状況がございます。また、逆の立場ですけれども、米国、EUは、日本産牛肉の日本からの輸出、米国、EUからいけば輸入になる訳ですけれども、その輸入規制には月齢制限を課さずに輸入を認めている。そのような現状がございます。

月齢条件を引き上げた場合の各国のリスク評価につきましては、既に評価を依頼させていただいているところでありますけれども、国内措置に引き続き、輸入措置についても御検討を進めていただければと考えております。

次に、資料の「BSE対策に関する調査結果（平成28年9月末日分）」に移らせていただきたいと思います。

本調査につきましては、毎年9月末日現在で、全国のと畜場においてのBSE対策についての実施状況を調査して御報告する、公表するというところで、毎年実施をしております。と

畜場におきましては、都道府県の職員であると畜検査員が常駐をして、獣医師でございますけれども、BSE検査を含むと畜検査、と畜場における衛生管理のチェック、もちろんSRMの取り扱いも含めて監視しているという体制をとっている訳であります。その中で、9月末日現在での状況を報告していただいて、取りまとめた調査になります。

調査結果でありますけれども、前年と大きく変わっているところはほとんどございません。対象施設につきましては、若干の移動がございますけれども、平成27年が143施設、28年で141施設となっています。

2番目の牛のスタンニング方法。（4）の圧縮空気とかガスを頭蓋内に注入する方法というのは、かつて日本でも行われたピッシングと同じような問題があるということで、こういうことはしていないですねということ調べるために起こしている項目であります。当然のことながら、ございませんでした。

それから、月齢による分別管理ということで、先ほど申し上げたとおり、4月からは検査が必要なくなったので、48カ月齢の区分はなくなった訳でございますけれども、SRMについては、中枢神経系のSRMは30カ月ということが線引きになっておりますので、昨年9月に関しては48カ月と30カ月という両方の区分をしていたということで、このような結果になっています。

ちなみに、②の2区分でやっている場合には、48カ月齢以下のものについても全てSRMとして取り扱う、そういう割り切りで実施をしているということでもあります。

分別管理の方法につきましても、曜日で管理したり、時間で管理したり、タグをくっつけたりする。

⑤のその他は、①から④の方法を複合的に使用しているということでもあります。

4番目でありますけれども、30カ月齢以下の牛の頭部の使用についてということでありまして、これにつきましては、30カ月齢超のものとの区分。要は、30カ月齢超のものについてはSRMに該当するので、それからの汚染防止が確実になされているかという観点での調査であります。

続きまして、次のページを御覧いただきます。5の舌扁桃の除去というところでありまして、舌扁桃についても、SRMということで、確実に定められた部分で切除しているかということについての調査であります。

6番目がSRMの焼却の方法ということでございまして、必ずしもと畜場内の施設で焼却している訳ではなくて、産廃業者、市町村等の施設、その他化製場等で、そのまま焼却するパターン、それから、一回肉骨粉といいますか、乾燥させて、それを焼却するというパターンと両方ございます。

あと、文書作成でございますけれども、特定部位の処理に関する点検、確認等について手順を文書で定めて実施しているか。そういう観点で確認をしております。

なお、本年はSSOPに関して不備があって見直しをしたところが2施設ございました。内容については、この下の「9 指導に関する事」に記載をしております。

それから、HACCPに関することをごさいますして、私ども、HACCPに関して制度化を今、進めているところをごさいますけれども、各施設においてHACCPによる管理をしているかどうかについても、あわせて聞いております。現在、HACCPによる衛生管理を行っている施設は44施設という状況になっております。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、農林水産省の須永畜水産安全管理課課長補佐から報告をお願いいたします。

○須永畜水産安全管理課課長補佐 ただ今御紹介いただきました、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の須永と申します。本日は、当課課長の磯貝が別件対応ということで、私の方から代理で報告をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

お手元の資料3-2を御覧ください。

BSE関係の飼料規制につきましては、平成17年5月の食品安全委員会の健康影響評価におきまして、飼料規制の実効性を確保するために、1番といたしまして、輸入飼料に係る交差汚染の防止、2番目といたしまして、販売業者における規制の徹底、3番目といたしまして、牛飼育農家におけます規制の徹底、4番目といたしまして、飼料の製造段階における規制の徹底、こういったことが審議されたところをごさいます。これを踏まえまして、国の方では、都道府県、FAMIC等も含めまして、役割分担をいたしまして、飼料規制につきまして、毎年度、遵守状況の調査をいたしまして、この場におきまして報告をさせていただいているところをごさいます。

まず、「1 輸入飼料に係る交差汚染の防止」についてでございます。飼料の輸入業者につきましては、飼料安全法という法律に基づきまして、飼料輸入業者の業としての届け出ということが義務づけられてございます。この届け出事項の一つとして、輸入する飼料の原材料、こういったものが届け出事項となつてございまして、我々農林水産省の方で、この届け出の際にどういった原材料が使われているのかということを一々一件チェックしてございます。

また、実際に輸入された実物につきましては、FAMICの方で実物をサンプリングいたしまして、動物由来の原料が使われていないかということを実際に分析によって確認してございます。具体的には、顕微鏡による鑑定、PCR法によるDNAの検出、ELISA法によるたん白質の検出、この3つを組み合わせて判断してございます。

具体的には、3ページを御覧いただければと思いますが、平成27年度に輸入飼料を、実際にどの国から輸入されたものにつきまして検査をしたかという一覧表を載せてございす。

中身といたしましては、混合飼料が25点、単体飼料、単味飼料が2点、飼料添加物が3点という内訳になってございます。



国別につきましては、米国産14点以下、このような国から輸入されたものにつきまして、検査を実施しているということでございます。

これらの混合飼料であるとか単体飼料、飼料添加物については、いずれも牛用配合飼料の原料となるようなものについて検査を実施しています。これら30点につきましては、FAMICの分析の結果、いずれも動物由来の成分は検出されなかったということでございました。この混合飼料の中身につきましては、具体的にどういうものかと申し上げますと、例えばビタミンとかミネラルを混合したものですとか、酵母入りの混合飼料ですとか、菌剤入りの混合飼料といったようなものが中心となってございます。単体飼料につきましても、同じように、酵母そのものを粉砕したものですとか、こういったものが中心となっております。飼料添加物につきましては、ビタミン製剤ですとか、アミノ酸を幾つか混ぜたものですとか、こういったものが検査の対象となっております。

1ページに戻っていただきまして、次は、「2 販売業者に対する規制の徹底」ということでございます。こちらにつきましては、都道府県で担当しております、およそ1万4,000カ所ございます飼料や飼料添加物の販売事業場にトータルで1,122件の立入検査を実施いたしました。この結果、飼料安全法違反につながる可能性のある不適合が13件ございました。

具体的には、4ページを御覧いただければと思います。4ページの一番上、販売業者の13件というところでございますが、内容といたしましては、帳簿の備えつけの不備が5件、飼料等の保管、輸送等における取り扱いの不備が8件ございました。

もう少し具体的に申し上げますと、帳簿の備えつけの不備につきましては、いずれも帳簿の備えつけの期間が8年と定められておりますけれども、こちらの保管期間を8年未満で廃棄していたというようなものでございました。

それから、輸送、保管における取り扱いの不備でございますけれども、こちらは1件は餌と肥料の分離保管が不十分という事例でございました。残りはA飼料、これは牛に行く可能性のある飼料と御理解いただきたいと思います。それから、B飼料というのは豚・鶏用の飼料が中心ですけれども、いわゆる動物由来たん白質を含む可能性のある飼料と御理解いただければと思いますが、牛用飼料と豚・鶏用飼料の分離保管が不十分であったというような事例でございました。ただ、いずれにしましても販売業者におきましては、紙袋（かみたい）と言いまして、袋に入ったまま保管されておまして、直ちにクロスコンタミネーションを起こすようなものではございませんけれども、近くに置いてあるとか、ばらばらに置いてあるとか、そういった管理がきちんとなされていなかったということで、牛用飼料は牛用飼料で、豚・鶏用飼料は豚・鶏用飼料で保管をしてくださいというお願いをしたものでございます。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、「3 牛飼育農家に対する規制の徹底」ということでございます。こちらも都道府県の担当分でございますが、牛飼育農家およそ7万2,100戸に対して、巡回点検指導という形で検査を4,693件実施いたしました。この結

果、法令違反につながる可能性のある不適合はございませんでした。また、国の担当として地方農政局においても巡回点検指導を行っておりまして、こちらも同様に500戸の農家に対して巡回点検を実施したところ、こちらにつきましても特段不適合は認められなかったということでした。

最後になります。2ページでございますが、「4 製造段階における規制の徹底」というところでございます。飼料安全法上は、飼料の製造業者に対しましては、国及び都道府県どちらも立入検査権限があるということになってございます。どのようなすみ分けをしているかといいますと、国とFAMIC、実際に立入検査を実施するのはFAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）でございますけれども、広域流通をするような配合飼料の製造業者であるとか輸入業者、こういった業者が対象になっております。それに対して都道府県につきましても、県内流通しかしないような比較的小さい配合メーカーですとか、そういった業者が対象になっております。

国及びFAMIC及び都道府県が飼料の製造業者、こちらはおよそ3,000カ所ございますけれども、こちらにつきましてトータルで781件の検査を実施しました。内訳といたしましては、FAMICが414件、都道府県が367件ということでございます。この検査の結果、法令違反、飼料安全法違反につながる可能性のある不適合が合計で16件、FAMICの検査におきましては5件、都道府県の検査におきましては11件ございました。

具体的な中身につきましては、4ページを御覧いただければと思いますが、FAMICの検査分につきましては、「3 製造業者（FAMIC）（5件）」と書いてある部分でございます。不適合の中身といたしましては、帳簿の備えつけの不備が1件と、表示の不備が4件ございました。

具体的な帳簿の備えつけの不備につきましては、飼料安全法上、帳簿の備えつけが義務づけられておりまして、タイミングといたしましては、飼料の原材料を購入した時、製造を行った時、販売をした時、この3回、帳簿の備えつけの義務がございますけれども、このうち製造の段階で製造記録がされていなかったという事例でございました。飼料を購入したり、販売した時の記録はあったと聞いております。

それから、表示の不備でございますけれども、4件ございましたが、A飼料、これは牛用配合飼料のことだと御理解ください。それから動物由来たん白質、動物性油脂、これがそれぞれ表示票の未添付という報告を受けてございます。具体的にもうちょっと詳しく御説明をいたしますと、A飼料と動物由来たん白質の表示票の未添付につきましては、いずれも、トランスバッグといたしまして500 kgぐらい入る大きな容器がございますけれども、法律上この一袋一袋に表示票を添付しなければいけないことになってございます。出荷の際は、例えば5本とか8本とかトランスバッグをまとめて出荷するのですが、その一袋一袋に全てにはついていなかったという事例だと聞いております。ですので、一袋一袋に表示をしてくださいという指導をしてございます。

最後の動物性油脂の表示票につきましては、本社工場のすぐ近くに第2工場を新設した

ばかりの時に立入検査に行っておりまして、まだ新しい工場の表示票が作成されていなかったという事例だったと聞いておりますので、これは至急、表示票を新しくつくって添付するようにという指導をしてございます。

最後に、製造業者の都道府県担当分11件でございます。こちらも該当する不適合の種類といたしましては、帳簿の備えつけの不備が3件、表示の不備が5件、飼料等の保管、輸送における取り扱いの不備が3件でございます。

具体的な内容といたしましては、帳簿の記載事項の不備であったり保存の不備ということですが、帳簿の記載事項につきましては、対象となる農家が1件だけという事例でございまして、譲渡先を記載していなかったという事例でございました。保存につきましては、先ほどと同じように、保管の期間が8年に満たなかったということで、8年間保存するようにという指導をしてございます。

表示の不備につきましては、表示票の未添付と記載をしております。ざっくりとし過ぎているかなと思って、ちょっとここは反省しておりますけれども、内容といたしましては、先ほどと同様に、トランスバックごとに全てについていなかったという事例ですとか、もう一つは、ビールかすを出荷しているビール屋さんにおいて、出荷先が1件の牛農家だけだったということで、特に表示票をつけなければいけない必要性を感じていなかったというような事例だったと聞いております。ただ、法律上は表示票をつけることになっていきますので、ここは表示票をつけてくださいとお願いしてございます。

最後に、輸送、保管における取り扱いの不備でございますけれども、1件目はA飼料、牛用飼料と動物由来たん白質。動物由来たん白質というよりは、これは動物由来たん白質を含むその他の豚・鶏用飼料のことだと御理解いただければと思いますけれども、これを輸送する際に、袋物の場合、トラックに一応混載は認めているのですけれども、混載するに当たっては、コンタミが発生しないように、前と後ろできちんと区分してビニールシートで覆ったり、そういった対策をとってくださいと、これは局長通知でガイドラインとして示しているのですけれども、そういった対策が十分になされていなかったという事例でございました。

それから、2件は飼料の保管管理不十分ということで、これは飼料の原料を保管しているところが半屋内、半屋外といいますか、屋根はついていたようなのですけれども、衛生的な取り扱いが余りされていなくて、ちょっと泥が混入していたというような事例が2件あったということで、衛生的な取り扱いをしてくださいということで、余り動物由来たん白質が直接混入するというような事例ではなかったと報告を受けております。

いずれにしましても、検査した機関により、適切な表示であるとか適切な保管、帳簿の整備等につきまして指導を行って、既に改善されているという報告を受けてございます。

私からは以上でございます。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。  
吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 御報告どうもありがとうございました。

厚生労働省の道野さんに1点お尋ねしたいと思うのですが、ただ今の資料に基づき説明していただいたところ、健康と畜牛のBSE検査が廃止されたということなのですが、と畜前に神経症状等の有無を確かめる生体検査については、しっかりと実施していくことが重要ではないかと考えられますが、検査の実施要領の改正に当たっては、自治体の検査員向けの研修などは行っていないのでしょうか。お尋ねいたしたいと思います。

○道野監視安全課長 御質問ありがとうございます。

もともとこの基準につきましては、国内で発生当初から規定はありまして、除外規定を今回新たに設けたということであります。この除外規定に関しては、食肉衛生検査所の全国団体であります全国食肉衛生検査所協議会と調整した上で最終的な規定の整理をいたしました。そういった経緯から、本年の改正に際して、特にこれに特化した研修会等は実施をしておりませんが、十分周知されていると考えております。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 2点教えてください。

1点は、今の「BSE対策に関する調査結果」に、SSOPに関して不備があり見直しを指導した施設が2つあると書いてありましたけれども、その下の指導に関するところで3件と書いてあるので、これはもう一件何かあるのかなというのが一つです。

もう一つは、販売とか飼料の方の「BSE関係飼料規制の実効性の確保」で、前も聞いたかもしれませんが、こちらはいろいろサンプリングしているみたいなのですが、そのサンプリングの方針、どういうところを選んでいるかみたいなものがもしあったら、教えていただけますでしょうか。

○佐藤委員長 では、お願いします。

○道野監視安全課長 それでは、資料の最後の指導に関するところが3件と記載があり、文書の作成のところは不備が2件だったということなのですが、ここの具体的な内容については、9の(2)の欄外に個別の事案を書いてございます。上の2点がSSOPに関すること。SSOPの内容として、と畜検査員の確認ということが特定部位の焼却に際しての手順の規に漏れていたことであるとか、2番目が、全ての牛を30カ月齢超として取り扱うことと

していると畜場で、枝肉の保管に際しての危害要因分析がHACCPのプロセスの中でされていなかった。したがって、SSOPにもその規定がなかったということ、この2つがSSOPでございます。もう一点は、特定部位の保管容器は表示をしなければいけないのですけれども、その表示がされていなかったということで改善させたと。これはSSOP以外の不備だということでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

では、もう一点、お願いします。

○須永畜水産安全管理課課長補佐 サンプリングの方針につきましては、BSEの検査を実施するに当たりまして、農林水産省から局長通知ということで、製造事業場でどういった品目を製造しているかによって優先順位をつけておりまして、一番優先順位の高いものは、牛用の配合飼料と豚・鶏用の配合飼料、肉骨粉、豚肉骨粉ですとかチキンミールを使っている、両方つくっている工場は一番優先順位を高くしてございます。その次が、牛用飼料専用工場、こちらは、豚・鶏用もつくっているところに比べればリスクは低いのですけれども、牛用をつくっているところということで、優先順位は2番目といたします。3番目に、豚・鶏専用の工場というような優先順位をつけて実施いたしております。

そういったことでよろしいでしょうか。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他に何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日御報告いただいた内容なのですけれども、これをまたプリオン専門調査会でも報告いただけるようお願いしたいと思います。

それから、今回の調査結果が取りまとめられましたら、また当委員会へ御報告いただきたく思います。

道野課長から、世界的にもBSE発生が減っているとの説明がありましたが、このような状況を踏まえ、輸入条件の月齢をさらに引き上げた場合のリスク評価について、新たな知見等を踏まえ、プリオン専門調査会において科学的な審議を進めることといたしたいと思います。

道野課長、須永課長補佐、どうもありがとうございました。

#### (4) その他

○佐藤委員長 他に議事はありますか。

○松原総務課長　　ごさいません。

○佐藤委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　　次回の委員会会合は、定例日は5月2日火曜日であります。議題となる事項もないようですので、休会としたいと思います。そして、再来週5月9日火曜日14時から開催を予定したいと思っております。

　　なお、専門調査会の開催は予定されておられません。

　　以上をもちまして、第647回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　　どうもありがとうございました。